

OECD 調査報告「負の所得税」

森 武 夫

一、原書名 NEGATIVE INCOME TAX (負の所得税)

二、発行所 ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT (経済開発協力機構)

一九七四年。

三、調査報告の由来 本調査はOECDの財政金融調査部によって、「税制と福祉の調整」を目標とする研究の一環として行われ、財政金融委員会において検討の上、OECD本部の責任において公刊されたものである。

調査報告の要旨

負の所得税の概念 「負の所得税」^{マイナス}というのは、一定の時期において公けに認定された国民の最低所得水準を公共が保障す

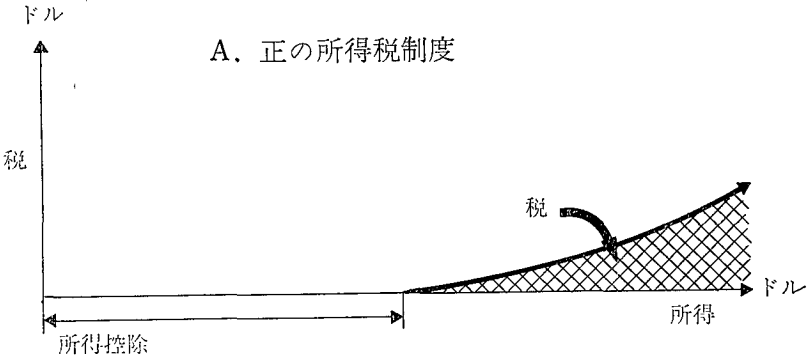
OECD負の所得税(森)

るための一つの租税方式であって、最低所得水準以下の低所得家計(貧困者)の最低生活水準維持のため必要な所得を公共が保障する目的(貧困ギャップの補充)のため、「ネガティブ(逆)の負の」^{シカム・タックス}所得税の名目で、公共から実質的には生活補助金の一種を給付する制度をさすものである。平たく言えば、貧困者は政府からあべこべに税金を貰うことになり、在来の所得税を「正」の所得税と見立てるとすれば、これはまさしく「逆」あるいは「負」の所得税である。

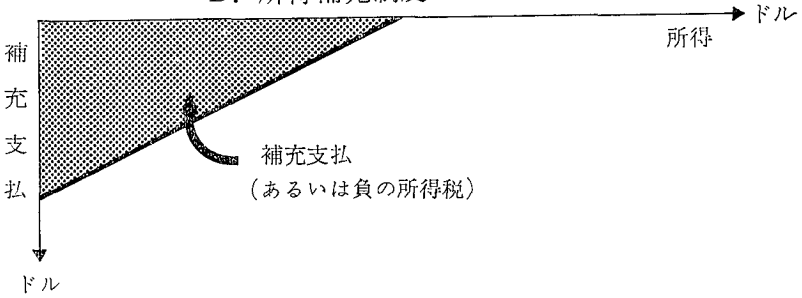
左に掲げるグラフは、在来の正の所得税と負の所得税とを対置し、正・負所得補充ボジションの状況を明らかに、負の所得税の役割を示すものである。

負の所得税の方式 (一)本人の所得が単一な資源から得られ、

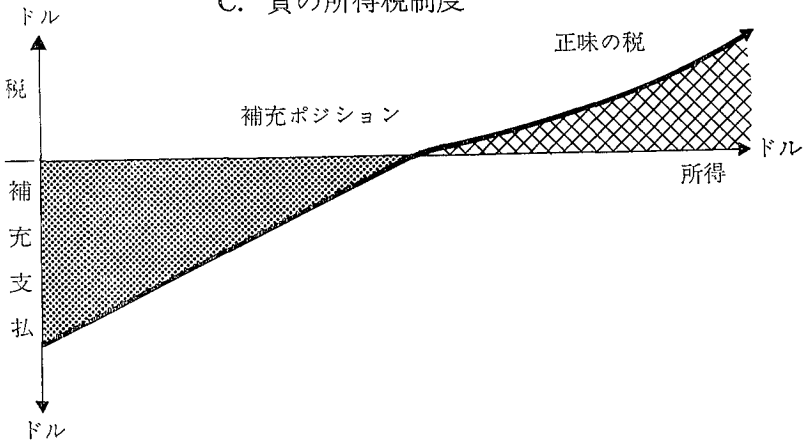
A. 正の所得税制度



B. 所得補充制度



C. 負の所得税制度



他に所得の代替資源を持たない者に対する政府の保障する所得最小限度を負の所得税とする。(二)限界課税率による負の所得税給付が所得の増加につれて減少するように負の所得税率を定める。(三)補充ポジションすなわち納税義務がゼロ(貧困ギャップ)の線まで負の所得税額を低下させる。以上三方式のうち(三)が限界課税率と負の所得税による所得再分配過程のあり得る行過ぎにブレーキをかけ適当な調整を行い得ること、負の所得税実施のための行政を単純化する利点があり、最適の方式といえよう。

負の所得税の効用 (一)租税制度と福祉制度の相互補完性を高め、社会全体の福祉水準の向上ならびに公正な所得再分配に大きく寄与する。(二)福祉制度の公共負担を軽減し、行政の簡素化に資する。

負の所得税の問題点 (一)給付を受ける者の労働意欲消長の問題—負の所得税を給付される者がいわゆる食糧根性になり、労働意欲の喪失ないし低下を来たしはしないかの問題。米国のニュー・ジャージー州の実験によると、負の所得税率を貧困ギャップの五〇%とした場合、労働意欲は却って増進する傾向がみられる。彼らは負の所得税給付により、積極的に仕事に出る踏切りを得た。もともと、人は失業したり、あるいは世間から怠け者扱いされる汚名を受けたくないようである。

負の所得税の財政コスト 負の所得税のコストは、これによって軽減される福祉制度のコストと差引きすれば、かなり低下

O E C D 負の所得税(森)

することになる計算であるが、(一)財政当局の立場からすれば相当巨額の子算を必要とする。(二)一般に福祉制度が地方自治体によって運営されている実情のもとで、負の所得税を中央政府において実施することになれば、中央政府の財政負担がそれだけ増大する。(三)個人所得税の源泉徴収制度をもつ国では、賃金を支払う企業では負の所得税実施のためにコストの増大を免れない。

負の所得税実施の技術的問題 (一)家族単位の定義・家族構成の問題。(二)所得の定義・所得の変動の問題。(三)負の所得税と福祉給付・振替支出との調整の問題などがある。この調査は家族単位のカテゴリを次ぎのように分析している。家族の主なカテゴリは、(A)一人の独身成人(B)夫婦(C)子持ちの夫妻(D)子持ちの独身成人(E)親でない成人と一緒に暮らす児童(F)学生(G)十代の夫婦などに分けられる。一方でこれらの家族単位は他の側面から(一)二十一歳以上の者は家族の成人核と認められる。(二)同居家族として認められるものは、(A)十九歳ないし二十歳の者でその親または保護者と同居している者(B)親または保護者から生活費の半分以内しか受取っていない者というふうに分類される。また(一)十九歳以下の未婚非学生は事実上別個の住居をもつ親と認められる。(二)年齢を問わず夫婦は家族単位と認められる。なお現代社会の高い離婚率と別居率は、負の所得税制度にかかわる家族単位の定義を複雑化する要因として注目している。

付録

負の所得税に関する資料

一、マクガバン氏の負の所得税構想

一九七二年米國大統領選挙(ニクソン氏当選)に当り、民主党大統領候補マクガバン氏にその選挙演説の中で、「負の所得税」の構想を打ち出している。この構想は米國社会の富の分配関係を根本的に変えることを意味している。つまり負の所得税はアイディアとしては上下の異質な社会的階層を同質化させようというもので、社会的な弱者や下層の人々を引き上げて、中級階層以上の人々と同じ意識、状況の中に取り込もうというのである。

負の所得税実施のため財源としては、企業課税や資産課税の強化、累進課税度の引上げなどの政策により高度の担税能力を具えた企業や個人からうんと税金を取る必要がある。さらに所得だけでなく資産の配分についても是正する必要がある。例えば土地私有権の大幅な制限、場合によっては国有化の問題も出てくるだろう。このようなドラスティクな政策を実施するとすると、かなり強力な政府機構が必要となるだろう。つまり資本主義経済では、できるだけ個人の能力・意思を尊重するというのが建前であるが、今日ではそういっておれなくなるのである。

負の所得税は戦略的に見ると資本主義の延命策である。しか

その含む意味を拡げていくと、資本主義制度そのものの変更につながる、やがては体制変革への道を開くことにもなる。

マクガバンは負の所得税のコストを次のように概算している。すなわち、必要な財源(年額)約四〇〇億ドルと見積られ、これを富者に対する課税強化で二八〇億ドル、法人優遇税制の廃止、超過所得税などで一二〇億ドルという国庫の増収で埋め合せる。当時の米國連邦政府予算の規模は約二、五〇〇億ドルだったので、負の所得税制度のための支出は予算総額の一六％に相当する計算である。

二、西山千明教授の負の所得税論

〔出所〕西山千明著『自由経済』(中公新書)第四章負の所得税。

負の所得税は国民の一人の所得水準が、自由社会に妥当な一定の水準に達しない場合においてはその適用対象となり、しかもその援助(給付)を受ける人びとは、依然として働けば働くほど所得の増大を計ることが出来る。福祉制度における援助(生活保護費の給付など)は、明らかに人びとの労働意欲を喪失させ、働く権利を奪い取ってしまう。これに対して負の所得税は、税率を仮にマイナスの五〇％とし、適用所得水準を年収三〇〇万とすれば、所得ゼロの場合には三〇〇万円の五〇％すなわち一五〇万円が負の所得税として支給されることになる。

この場合、仮にある人が年収五〇万円の労働を行ったとすれば

それと適用所得水準との差額二五〇万円の五〇％すなわち一二五万円が国によって負の所得税として支給され、総計一七五万円の年取となる。わが国現行の生活保護費の給付を受けている者が月一百万円の収入を得たとしよう。この事実が社会福祉司の知るところとなれば、生活保護費援助停止の可能性が大である(注)。もちろんその人にしても、月三万円ほどの定期収入を確実に期待することができるのであれば、生活保護費援助による生活よりは自立の生活を選ぶことだろう。けれども、その可能性はきわめて少なく、それどころか、いつ病床に伏するかも知れない。

注「実例」東京都において生活保護費の援助を受けている六十五歳の孤独な老女が、一日何時間かのお手伝いさんないし不定期間の留守番としてアルバイトで稼いだ平均月収一万円を得たとして社会福祉司の裁量によって生活保護費支給を停止されたケースがあった。この老女はアルバイトの収入によって、新品ではなくてもカラーテレビその他の近代生活用品を買いたかったのであろう。

三、西村周三教授の負の所得税論

〔出所〕 東洋経済・近代経済学シリーズ三三三号所載。『社会保障と最低所得補償』

負の所得税の構想は最低所得保障の理念に基づくものである。理論的にはロールズ(J. A. RAWLS)の公正原理に根拠をもち、最適所得税構想としてブァキニンソン(A. B. ATKINSON)・シェンシンスキー(E. SHESHINSKI) 逸見義高

OECD 負の所得税(森)

青木昌彦、西部邁などによって厳密な分析が加えられている。他方実際の提案としてはロールズの原理とは独立であって、英国ではその起源をさかのぼれば、古く一八世紀末のスピナムランド制に求めることができようし、米国ではミルトン・フリードマン(MILTON FRIEDMAN)の提案にさかのぼることができる。

しかし、その具体性という点で注目すべきものは、米国ではグリーン(C. GREEN)であり、英国ではリーズ(D. S. LEEDS)・ブラワン(C. V. BROWN) およびドーン(D. V. DOWSON)であらう。ここで興味深いことは、これら理論的研究が問題を所得税制として取上げ、その結果としての具体的提案が社会保障制度に代替可能なものとして値いするかどうかを検討する方向に向っていることである(注)。

注 現在社会保障制度の普遍的モデルとなっているのは、なんといっても英国のヘバレッジ報告(BEVERIDGE REPORT, 1942)である。ヘバレッジ報告では、社会保障は、最低生活水準を満たす基本的なニードと一般的な危険に備えるものとして社会保険(拠出制)を中心におき、そこで包括されないニードを満たすものとして公的扶助生活保護を行うものとしている。

これに対し、最低所得保障は、このような社会保険や公的扶助に取って代わるものとして登場する。これが上記のロールズ理論による最低所得保障制度であり、負の所得税の基本的理念とされている。

このようなヘバレッジ体制の分裂に対しては、本場の英国に